



》絶対ダメ！廃棄物の不法投棄！

不法投棄とは

海岸や河川、山道の脇や空き地などに家電製品や家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみ等を捨てる行為を不法投棄といいます。

津市では、不法投棄対策として、巡回・監視する不法投棄防止環境パトロールを実施していますが、不法投棄されたごみが新たなごみを呼ぶケースなどがあり、不法投棄が後を絶たないのが現状です。法律に反した身勝手な行動により土地の管理者や市民の皆さんに迷惑をかける行為は許されません。

きれいな津市を残していくために、皆さんからの情報提供が不可欠です。通報にご協力ください。



不法投棄防止環境パトロールの様子

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

無許可業者による不法投棄が発生しています

廃棄物の収集運搬には、「一般廃棄物収集運搬許可」「産業廃棄物収集運搬許可」のいずれか、または両方が必要です。許可がないまま廃棄物を収集運搬してはいけません(家庭から出た一般廃棄物を自分で津市の施設に持ち込む自己搬入などは除く)。不法投棄は、このような収集運搬の許可がない無許可業者が行うケースが多いと考えられています。

無許可の不用品回収業者が、巡回や空き地などで回収した廃棄物を不法投棄する事例も発生しています。

自分たちが使っていたものが不法投棄されることを防ぐため、廃棄物を業者へ引き渡す際は、収集運搬許可業者かどうかを確認してから引き渡すようにしましょう。



不法投棄された廃棄物

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記連絡先へご連絡ください。

また、通報時には、日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物などをお伝えください。

きれいで住みやすい街を目指し、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

- 環境政策課 ☎229-3258
- 津警察署 ☎213-0110
- 津南警察署 ☎254-0110



早期発見が早期解決につながります！
通報にご協力をお願いします。

